

質問事項及び回答一覧

情報通信基盤整備事業検証特別委員会

・ 山梨県総務部市町村課	2
・ 山梨県企画部情報政策課	4
・ 東日本電信電話株式会社	5
・ 総務省関東総合通信局	7
・ 総務省の補足資料	18
・ ガイドライン	別紙

上野原市議会

・山梨県総務部市町村課

1 上野原市の本事業における起債の状況について

地域イントラネット基盤施設整備事業における上野原市の起債内容と国庫補助金の実績はどのようになっているか。

情報通信基盤整備事業における上野原市の起債内容と国庫補助金の実績はどのようになっているか。

(1①②への回答)

上野原市が当該事業において、実際に起債した額や補助金の実績は把握しておりません。

2 地域イントラネット基盤施設整備事業並びに情報通信基盤整備事業を全面的に中止した場合に生じる起債及び補助金の取り扱いについて

地域イントラネット基盤施設整備事業では国庫補助金を受けているが、この取り扱い（返還）はどうか。

地域イントラネット基盤施設整備事業では合併推進債を、情報通信基盤整備事業では合併特例債を借りており、このなかにはすでに交付税算入されたものもある。

これらの取り扱い（返済）はどうか。

3 「地域イントラネット基盤施設整備事業」及び「情報通信基盤整備事業」を中止した場合、「地域イントラネット基盤施設整備事業」を実施した際に受けた国庫補助金は返還するのか。

(2①②及び3への回答)

地域イントラネット基盤施設整備事業及び情報通信基盤整備事業で整備した事業を例外なく廃止・撤去したと仮定した場合については、一般的に以下のとおりになると考えます。

なお、国庫補助金の返還については、補助金交付要綱等により判断されることとなります。

【地方債の繰上償還について】

- ・地方債の発行は、地方財政法第5条により、基本的な役割を果たすもの及び後年度にわたって住民負担の均衡を図るためのものに限定されております。
- ・この考え方から、廃止・撤去になった場合、上記限定から外れるため、繰上償還を行うことが求められると考えられます。

【交付税について】

- ・ 地方債の同意等の理由が失われた場合については、同意等の理由が失われた時点まで算入されるが、以降の算入は行わないとされております。
- ・ 全ての事業を廃止・撤去した場合は、地方債の同意等の理由が失われた場合に相当すると考えられます。

山梨県企画部情報政策課

1 山梨県では、県が整備した情報ハイウェイを県内CATV会社が共同出資して設立した会社に貸し出しているが、この方向は、山梨県の方針として今後も推進していくのか。

(回答)

山梨県情報ハイウェイの運営については、平成15年度に設置した山梨県情報通信基盤整備推進官民連絡会議の検討結果を踏まえて、県内の民間企業の出資によって設立された次の共同事業体に、IRU契約により情報ハイウェイを貸し出しているところであり、今後も、この方針のもとに情報ハイウェイの利活用を推進していきます。

法人名：(株)デジタルアライアンス

資本金：99,000千円

出資企業：(株)山梨日日新聞社、(株)テレビ山梨、山梨ケーブルネットワーク(株)、
(株)山梨中央銀行など計15社

2 山梨県内各市町村にCATV会社はあるが、これらCATV会社と市町村との係りについて、県としては何か考えがあるか。また、上野原市についてはどのような考えをもっているか。

(回答)

CATV事業者の設立経緯やサービス提供エリアは様々であり、その許認可は総務省が所管しています。各市町村には、地域のCATV、共聴施設等の実情を踏まえて、2011年7月の地上デジタル放送への完全移行に向けて、関係機関の連携のもと、円滑な移行を推進していただきたいと思います。

東日本電信電話株式会社

1 通信に関する質問事項

NTTによる光ファイバケーブルが未設置である本市内の西原、桐原及び秋山地区に対して、貴社の光ファイバケーブルを設置していただくことは可能か。

(回答)

現時点において、当該地区に対する提供予定はありません。

南部町で取り組んでいる方式（IRU方式）とはどのようなものか。

(回答)

自治体様が整備された光ファイバ網をNTT東日本がIRU*でお借りし、NTT東日本のブロードバンドサービスを提供する方式です。なお仕様等についてはNTT東日本が総務省に届け出た技術基準・品質基準を満たす必要があります。

* 契約によって定められ、関係当事者の合意がない限り破棄することができない長期安定的な使用権

南部町方式では、光ファイバケーブルの賃貸借料と保守管理費用はどのような関係になっているのか。

(回答)

南部町様との協議により今後決定しますが、双方収支バランスがとれる金額になることを基本とする予定です。

電柱借用料はどのように取り扱われているか。

(回答)

他社との公平性を担保する観点から、お支払いいただく予定です。

上野原市で南部町方式を採用した場合、その費用は概ねどのくらいとなるか。

(回答)

IRUを前提とした設備構築における費用算定においては、詳細な設計・現地調査等の工程が必要となります。

2 地上デジタル放送に関する質問事項

(1) 山梨県内におけるNGNの設置計画はどのようになっているか。

(回答)

平成22年度末までに、現在Bフレッツを提供している全エリア*において、NGN（フレッツ光ネクスト）を提供する予定です。なお、その他のエリアにおいては基準が整い次第発表する予定です。

*上野原市においては、上野原地区、コモアしおつ1～4丁目が該当します。

(2) 山梨県内におけるNTT関連会社（アイキャスト、オプティキャスト）による地上デジタル放送再送信サービスはどのような計画を持っているか。

区域内放送と区域外放送。

NGNとCATVを比較した時、そのサービスの内容と利用条件にどのような違いがあるのか。

NGNを利用した際の利用料金はどのようになっているのか。

(回答)

地上デジタル放送の視聴できるサービスにつきましては、映像提供事業者（株）NTTぷらら（アイキャスト）、（株）オプティキャスト）が提供可否を判断しており、現時点で弊社が把握している限りにおいては山梨県内での提供は未定と聞いております。

・総務省関東総合通信局

1 自主共聴組合施設改修に対する国庫補助について

1) 「地域イントラネット基盤施設整備事業」及び「情報通信基盤整備事業」により、市内全域を対象としてすでに地上デジタル放送のサービスを行っている上野原市において、地上デジタル放送を受信するために自主共聴組合施設の改修を行う場合に、国庫補助対象事業として採択されるのか。（同様の事業に二度目の国庫補助を受けることが可能か）

(回答)

国が同一地域へ同様の目的で二重に補助することとなり、望ましくないことから原則として補助対象外としている。ただし、原則により難い特殊な事情がある場合は市から個別に照会をいただきたい。

2) 国庫補助の概要はどのようなものか。

(回答)

共同受信設備（自主共聴組合の施設）を地上デジタル放送受信のために改修する場合の補助は、設備の設置理由により次の補助金・助成金制度が挙げられる。

なお、すべての補助金・助成金について、国（総務省）への必要な申請・届出がされていることが前提となる。

○電波遮へい対策事業費等補助金（辺地共聴施設整備事業）

～山間部等の地理的条件による難視聴解消のための共同受信設備（NHK共同受信設備を除く）～

事業主体：市町村または共同受信設備の設置者

対象地域：山間部など中継局の放送エリア外の地域

補助対象：受信点設備の移設費、改修費等

※補助の条件は、補助金交付要綱による。

問い合わせ先：【有線共聴】関東総合通信局有線放送課

TEL：03-6238-1727

【無線共聴】関東総合通信局放送課

TEL：03-6238-1712

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/>

○受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金

～ビル陰などが原因の受信障害対策共同受信設備～

事業主体：当該施設の管理者（共聴組合を含み、地方公共団体を除く）

※助成の条件は、助成金交付要綱による。

問い合わせ先：総務省 テレビ受信者支援センター

TEL：0570-093-724

<http://digisuppo.jp/>

○共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金

～マンションなどの共同住宅内の共同受信設備～

事業主体：当該施設の管理者（共聴組合を含み、地方公共団体を除く）

※助成の条件は、助成金交付要綱による。

問い合わせ先：総務省 テレビ受信者支援センター

TEL：0570-093-724

<http://digisuppo.jp/>

3) 国庫補助の対象は、すべての自主共聴組合となるのか。一定の条件が付されるのか。

(回答)

2) に回答したとおり、自主共聴組合の施設は、受信障害対策共聴施設、辺地共聴施設及び共同住宅共聴施設の設置区分から対象となる補助金、助成金制度が決まり、それぞれの制度で異なる条件（事業主体）が付されているが、補助金・助成金の申請に当たっては、国への必要な申請・届出が行われていなければならない。

例えば、51端子以上の施設においては、再送信同意書の提出が必要であり、再送信同意書がとれなければ区域内外を問わず再送信はできないこととなっているため、辺地共聴施設整備事業を利用されたい場合には、再送信同意書が必要である。

4) 国庫補助の対象は、放送圏域である山梨県内のテレビ局の受信のみが対象であり、放送圏域外（東京波）の再送信に係る施設の改修は、補助の対象外となるのか。

(回答)

辺地共聴施設に係る補助金について公開している「電波遮へい対策事業費等補助金（辺地共聴施設整備事業）実施マニュアル」の5（4）では、有線での共同受信設備（自主共聴組合の施設）の地上アナログテレビ放送時の受信実態で判断することとしており、区域外波であることだけで補助対象から除外することはしない。

つまり、既設有線共聴施設において地上アナログテレビ放送時に区域外波を受信していた実態がある場合には、区域外波を再送信する地上デジタルテレビ放送用機器に

についても補助対象となる。

ただし、多数受信している民放局のすべてを再送信するために、通常想定される範囲を超えて大規模な改修が必要となるなどの場合には、民法の系列を考慮して絞り込みを要請する場合がある。

なお、51端子以上の施設においては、再送信同意書の提出が必要であり、再送信同意書がとれなければ区域外再送信はできないとしている。

5(4) チャンネルの選定

再送信するチャンネルは、区域内波の受信が可能な場合はこれを優先して選定することとし、その他の取り扱いについては次によることとします。

ア 有線共聴施設の改修の場合

有線共聴施設を改修する場合は、原則として当該施設で受信している地上アナログ放送の範囲で選定することとします（区域内波又は区域外波の別は問いませんが、多数受信している民放局のすべてを再送信するために、通常想定される範囲を超えて大規模な改修が必要となるなどの場合には、民法の系列を考慮して絞り込みを要請する場合があります。）。

なお、51端子以上の施設においては、有線テレビジョン放送法の規定により、該当する放送事業者の再送信同意書がない場合は、再送信ができません。

《参照》

『電波遮へい対策事業費等補助金（辺地共聴施設整備事業）実施マニュアル』
関東総通総合通信局HPの次のアドレスを参照願いたい。

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/bc/digital/kyoutyo/index.html>

P8 P9／ 5 施設整備の基本的考え方、(4) チャンネルの選定

5) 自宅用個人アンテナによって放送圏域で山梨県内のNHK放送が受信可能な地域においては、当該地域での自主共聴組合施設改修は、国庫補助の対象外となるのか。（受信障害対策共聴施設の改修経費に対する助成金）

（回答）

共聴組合加入者すべての世帯で個別に地上デジタル放送を直接受信できることとなる場合は国庫補助の対象外となる。

なお、既存の共同受信設備（自主共聴組合）の再送信地域内において、地上デジタル放送を直接受信できるようになる世帯が大半を占め、一部に地上デジタル放送を直接受信できない世帯が残る場合の共同受信設備（自主共聴組合）の施設改修は、次のような選択肢が考えられ、いずれの場合も補助の対象となる。

1. 地上デジタル放送を直接受信できない世帯のみを対象にした共同受信設備

(自主共聴組合)に規模を縮小し、改修を行う(ただし、施設の縮小の経費は補助対象外)。

2. 現在の共同受信設備(自主共聴組合)の規模・状態で改修を行う(直接受信可能となる世帯も引き続き共聴施設に接続して地上デジタル放送を視聴する)。
3. 現在の共同受信設備(自主共聴組合)の規模で施設の改修を行うが、地上デジタル放送を直接受信する方法に移行予定の世帯では、デジタル放送が受信できないようなシステム構成とする(ただし、このようなシステム構成とするために改修経費が増大する場合は認められない)。

6) 電波遮へい対策事業費等補助金(辺地共聴施設整備事業)は、辺地に該当する地域内の自主共聴組合の施設改修のみが国庫補助対象となるのか。

(回答)

本整備事業の「辺地」とは、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年四月二十五日法律第八十八号)」に定める辺地に限らず、広く地形難視の地域のことである。

本整備事業の対象は、難視聴解消のために設置された既存の共同受信設備(自主共聴組合)において、地上デジタル放送を受信するための改修を行う場合(辺地共聴施設改修整備事業)のほか、地上アナログ放送が受信できる地域で地上デジタル放送が受信できなくなったため、新たに共同受信設備(自主共聴組合)を設置する場合(辺地共聴施設新設整備事業)も補助対象となる。

なお、本整備事業については、公開されている『電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱』により定義づけをしている。

(イ) 辺地共聴施設整備事業

次に掲げる事業であって、市町村又は共聴組合が行うもの

辺地共聴施設改修整備事業

地上アナログテレビ放送を行う放送局から遠隔の地であることにより又は山間地等地理的条件により、地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設(以下「有線共聴施設」という。)に改修するもの又は当該施設を受信障害対策中継放送を行う放送局(以下「無線共聴施設」という。)に置換するもの

辺地共聴施設新設整備事業

地上アナログテレビ放送が受信できる地域において、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い同放送の電波の特性等に起因し、地理的条件により、地上デジタルテレビ放送の電波の強さ(地上10mの高さにおける電界強度)が1.0mV/mに達しない地域となる場合であって、当該放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無

線共聴施設を設置するもの

《参照》

『電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱』

次のアドレスを参照願いたい。

www.soumu.go.jp/main_content/000026210.pdf

P2／ 第3条（2）イ（イ）辺地共聴施設整備事業

7) 国庫補助事業の対象と成り得るのは、正式に、放送局の再送信同意を受け、総務省に対して「有線電気通信法」及び「有線テレビジョン放送法」に基づく「設置届または設置許可」を受けた組合、施設となるのか。

(回答)

共同受信設備（自主共聴組合）の改修を行う際に国庫補助事業を希望する場合、国（総務省）への届出または設置許可を受けていることが前提であり、51端子以上の施設の場合は、届出・申請の際に再送信同意書の写しの添付も必要である。

また、2)に回答したとおり、共同受信設備（自主共聴組合）の設置理由から対象となる補助金、助成金制度が決まり、それぞれの制度で条件（事業主体）が付されている。

8) 国庫補助申請を行う場合の流れはどうなっているのか。国の問い合わせ先はどこか。

(回答)

辺地、都市、集合の各補助の流れは、別紙のとおり。

2)に回答した補助金、助成金の申請および問い合わせ先は、次のとおり。

○電波遮へい対策事業費等補助金（辺地共聴施設整備事業）

申請先：市町村（自主共聴組合の場合）

関東総合通信局（設置者が市町村の場合）

問い合わせ先：【有線共聴】関東総合通信局有線放送課

TEL：03-6238-1727

【無線共聴】関東総合通信局放送課

TEL：03-6238-1712

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/>

○受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金

○共同住宅共聴施設整備事業費補助事業助成金

申請および問い合わせ先：

総務省 テレビ受信者支援センター

TEL：0570-093-724

<http://digisuppo.jp/>

2 個人が地上デジタル放送を視聴する際の国庫補助について

1) 個人がアンテナやケーブルを改修し、あるいはテレビを買い替えようとする場合に国の補助はあるのか。

(回答)

基本的には個人対象の補助はない。しかしながら、平成21年度事業として、生活保護世帯等経済的理由で地上デジタル放送が受信できない世帯で、NHKの放送受信料が全額免除になっている世帯へは、簡易なチューナー等の無償給付を行っている。

2) 国庫補助がある場合、これを受けるための手続はどうするのか。

(回答)

1) に回答した簡易なチューナー等の無償給付についての問い合わせおよび申込先は、次のとおり。

○総務省 地デジチューナー支援実施センター

TEL：0570-033840

<http://www.chidejishien.jp>

3 国庫補助を受ける際の自治体の役割

1) 自主共聴組合及び個人が上記の補助を受けようとする場合、自治体の果たすべき役割は何か。

(回答)

質問の示します国庫補助の種類がわかりませんので、回答いたしかねます。

2) 1) の役割を自治体が果たすために行わなければならない、条例等の整備や窓口の設置等はあるのか。またこれに関する国の指導はあるのか。

(回答)

質問の示します国庫補助の種類がわかりませんので、回答いたしかねます。

4 再送信同意

1) 再送信同意とは何か。

(回答)

放送秩序維持の観点から放送事業者の権利を公法上保護するため（放送事業者の放送の編集意図がその意に反し、侵害され又は歪曲されないことを担保するため）に再送信を行う際に、有線テレビジョン放送事業者が放送事業者より得なければならないとされている同意のこと。

3) 区域内再送信と区域外再送信について、申請と同意に係る関係法令はどのようなになっているのか。

(回答)

区域内再送信と区域外再送信は法令上区別されていない。なお、再送信についての申請と同意については、有線テレビジョン放送法第12条及び同法第13条第2項に規定している。

4) 区域内再送信と区域外再送信について、法は、申請を受けた放送局は原則これにすべて同意することが予定されているのではないか。

(回答)

1) において回答したとおり、再送信同意制度は、放送秩序維持の観点から放送事業者の権利を公法上保護するため（放送事業者の放送の編集意図がその意に反し、侵害され又は歪曲されないことを担保するため）のものであることから、放送事業者の放送の編集意図がその意に反し、侵害され又は歪曲される恐れがあると放送事業者が認める場合は、放送事業者が同意しないことがあり得る。

5) アナログ波停止に伴う区域外再送信の同意について、国のガイドラインはどのように定められているのか。

(回答)

『有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン』（別紙）を平成20年4月に総務省が策定しており、再送信同意に係る協議手続、同意をしないことの正当な理由等について示している。

当該ガイドラインの4 経過措置等（3）には、次の記載がある。

「有線テレビジョン放送事業者が放送事業者等からアナログ放送の同意を適法に得

ている場合であって、当該放送事業者等からアナログ放送の停波に当たって引き続きデジタル放送の同意を得ようとするときにおける2の規定の適用については、「既に得ている放送等の再送信の同意の更新」とみなす。」

- 6) これまで無届でアナログ波を区域内・区域外共に再送信を行っていた自主共聴組合に対して、地上デジタル放送の再送信は、区域内・区域外ともに既得権として認めることができるのか。
- また、50端子未満の自主共聴組合においては、有線電気通信法または有線テレビジョン放送法に基づく「設置届または設置許可」を行う必要があるのか。
- 区域内・区域外の再送信同意は必要となるのか。

(回答)

1) において回答したとおり、再送信同意制度が、放送秩序維持の観点から放送事業者の権利を公法上保護するため（放送事業者の放送の編集意図がその意に反し、侵害され又は歪曲されないことを担保するため）のものとして用意されていることから、共聴組合が再送信していたという事実をそのまま既得権として認めることはない。なお、上記ガイドラインⅢ2(1)④において、有線テレビジョン放送事業者（この場合は無届共聴施設）としての適格性に問題がある場合については、放送事業者が再送信同意をしないことについての「正当な理由」があるものとしている。

また、自主共聴組合が設置する50端子以下の設備における必要な設置届等については、以下の表を参照されたい。

施設の規模、種類	施設の面			業務の面 有線テレビジョン 放送法による業務 開始届等
	有線テレビジョン 放送法による設置 の許可	有線電気通信法による設置届		
		同一建物内及び同 一構内に設置する 場合	左記以外の場合	
自主放送を 行うもの	×	×		
同時再送信のみを 行うもの	×	×		×

○：必要 ×：不要

再送信同意については、総務省としては有線テレビジョン放送法による業務開始届（51端子以上）への添付書類として写しが必要としており、同法適用外（50端子以下）の場合は総務省への届出の添付は必要ないが、放送事業者と有線電気通信設備（自主共聴組合）の設置者当事者間で協議し要不要を決めるべきもの。

5 国庫補助と再送信同意

1) 自主共聴組合が国庫補助申請を行う際に、再送信同意の取得はどのように係るのか。

(回答)

共同受信設備（自主共聴組合の設備）を新たに設ける場合、設備の改修を行う場合などは国（総務省）に対して事前に申請・届出を行わなければならない。

申請届出の根拠となる法律は、施設規模（端子数）によって次のとおり。

なお、再送信同意については4 6)において回答したとおり総務省としては有線テレビジョン放送法による業務開始届への添付書類として写しが必要としており、同法適用外の場合は総務省への届出への添付は必要ないが、放送事業者と有線テレビジョン放送事業者当事者間で協議し要不要を決めるべきもの。

施設の規模、種類	施設の面 有線テレビジョン放送法による設置の許可	有線電気通信法による設置届		業務の面 有線テレビジョン放送法による業務開始届等【再送信同意書取得】
		同一建物内及び同一構内に設置する場合	左記以外の場合	
501以上		×	×	
51以上	×	×		
50以下	自主放送を行うもの	×	×	
	同時再送信のみを行うもの	×	×	×

○：必要 ×：不要

2) 1) の場合、区域外再送信の同意はどのように係るのか。

(回答)

区域内、区域外再送信の区別はない。

3) 国庫補助を受けて改修した後に、無届で区域外再送信を可能とする施設に再改修した場合、どのような指導がなされるのか。

(回答)

共同受信設備（自主共聴組合の設備）を新たに設ける場合、設備の改修を行う場合などは国（総務省）に対して、事前に申請・届出を行わなければならないことになっており、この申請・届出がなされていない場合（無許可・無届）、有線電気通信法及び有線テレビジョン放送法違反となる。

6 その他

1) 区域外再送信については、放送局は原則すべてを認めるべきではないのか。

(回答)

4 1) において回答したとおり、再送信同意制度は、放送秩序維持の観点から放送事業者の権利を公法上保護するため（放送事業者の放送の編集意図がその意に反し、侵害され又は歪曲されないことを担保するため）のものであることから、放送事業者の放送の編集意図がその意に反し、侵害され又は歪曲される恐れがあると放送事業者が認める場合は、放送事業者が同意しないことがあり得る。

2) 区域外再送信に係る「放送免許区域」は改正すべきではないか。

(回答)

放送普及基本計画（総務省告示）により、放送事業者の構成及び運営において、地域社会を基盤とするとともにその放送を通じて、地域性の確保、地域住民の要望に応えるという観点から放送対象地域（広域、県域）を定めている。

3) NHKに許している自主共聴組合補助の内容及びこれと国の補助制度との関係はどのようなになっているのか。

(回答)

NHK助成制度は、自主共聴の行うデジタル化改修が、国の補助制度を受ける条件を満たす場合において、国の補助制度を利用することを前提として、各加入世帯が負担する費用に対して、NHKがその一部を自主共聴組合に対し、助成を行うもの。

4) 一時期、国が事業主体として第3セクターを推薦した理由は何か。

(回答)

第3セクターを特に推薦した事例はない。

5) 上野原市が実施した「地域イントラネット基盤施設整備事業」及び「情報通信基盤整備事業」は、市が施設を整備し、有線テレビジョン放送事業者である、第3セクターが放送事業を行うものである。

この場合、施設を設置する上野原市は、有線テレビジョン放送法第12条の2の規定の適用を受けることになるのか。総務省の見解を伺いたい。

(回答)

有線テレビジョン放送法第12条の2の規定は、有線テレビジョン放送事業者に適用されるものであるため、施設設置者である上野原市には適用されない。

質問回答の補足資料

4 再送信同意

3) 区域内再送信と区域外再送信について、申請と同意に係る関係法令はどのようなになっているのか。

(回答)

区域内再送信と区域外再送信は法令上区別されていない。なお、再送信についての申請と同意については、有線テレビジョン放送法第12条及び同法第13条第2項に規定している。

有線テレビジョン放送法第13条で再送信同意について規定しており、同法第12条では有線テレビジョン放送事業者になろうとする者は再送信の有無を含めた業務開始の届出をしなければならない旨規定しているものです。

6) これまで無届でアナログ波を区域内・区域外共に再送信を行っていた自主共聴組合に対して、地上デジタル放送の再送信は、区域内・区域外ともに既得権として認めることができるのか。

また、50端子未満の自主共聴組合においては、有線電気通信法または有線テレビジョン放送法に基づく「設置届または設置許可」を行う必要があるのか。区域内・区域外の再送信同意は必要となるのか。

(回答)

1) において回答したとおり、再送信同意制度が、放送秩序維持の観点から放送事業者の権利を公法上保護するため（放送事業者の放送の編集意図がその意に反し、侵害され又は歪曲されないことを担保するため）のものとして用意されていることから、共聴組合が再送信していたという事実をそのまま既得権として認めることはない。なお、上記ガイドラインⅢ2(1)④において、有線テレビジョン放送事業者（この場合は無届共聴施設）としての適格性に問題がある場合については、放送事業者が再送信同意をしないことについての「正当な理由」があるものとしている。

また、自主共聴組合が設置する50端子以下の設備における必要な設置届等については、以下の表を参照されたい。

施設の規模、種類	施設の面			業務の面
	有線テレビジョン放送法による設置の許可	有線電気通信法による設置届		
		同一建物内及び同一構内に設置する場合	左記以外の場合	
自主放送を行うもの	×	×		
同時再送信のみを行うもの	×	×		×

○：必要 ×：不要

再送信同意については、総務省としては有線テレビジョン放送法による業務開始届（51端子以上）への添付書類として写しが必要としており、同法適用外（50端子以下）の場合は総務省への届出の添付は必要ないが、放送事業者と有線電気通信設備（自主共聴組合）の設置者当事者間で協議し要不要を決めるべきもの。

再送信同意については、有線テレビジョン放送法が適用される限り必要であり、50端子以下の設備においては、自主放送を行わず同時再送信のみを行っている場合等は適用されないため、必要ではありません。しかしながら、例えば著作権の扱いについて放送事業者や日本音楽著作権協会等との協議が必要となる等、他の点について放送事業者と協議が必要となる場合があります。（上記の「設置者当事者間で協議し要不要を決めるべきもの」というのは、このような場合を指しております。）

5 国庫補助と再送信同意

1) 自主共聴組合が国庫補助申請を行う際に、再送信同意の取得はどのように係るのか。

（回答）

共同受信設備（自主共聴組合の設備）を新たに設ける場合、設備の改修を行う場合などは国（総務省）に対して事前に申請・届出を行わなければならない。

申請届出の根拠となる法律は、施設規模（端子数）によって次のとおり。

なお、再送信同意については4-6)において回答したとおり総務省としては有線テレビジョン放送法による業務開始届への添付書類として写しが必要としており、同法適用外の場合は総務省への届出への添付は必要ないが、放送事業者と有線テレビジョン放送事業者当事者間で協議し要不要を決めるべきもの。

再送信同意については、有線テレビジョン放送法が適用される限り必要であり、50端子以下の設備においては、自主放送を行わず同時再送信のみを行っている場合等は適用されないため、必要ではありません。しかしながら、例えば著作権の扱いについて放送事業者や日本音楽著作権協会等との協議が必要となる等、他の点について放送事業者と協議が必要となる場合があります。（上記の「設置者当事者間で協議し要不要を決めるべきもの」というのは、このような場合を指しております。）

施設の規模、種類		施設の面		業務の面 有線テレビジョン放送法による 業務開始届等 【再送信同意書 取得】
		有線テレビジョン放送法による 設置の許可	有線電気通信法による設置届 同一建物内及び同一 構内に設置する場合	
501以上			×	×
51以上		×	×	
50以下	自主放送を 行うもの	×	×	
	同時再送信 のみを行う もの	×	×	×

○：必要 ×：不要